

JR 山陰本線(益田-出雲市間) ロゴマーク募集要項

1. 趣旨・目的

JR 山陰本線の日常生活等での利用促進や、沿線地域の活性化を目的に益田市、浜田市、江津市、大田市、出雲市、JR 西日本で構成する協議会を設立しました。

協議会設立を機に、沿線住民に山陰本線を身近なものとして意識してもらうとともに、風光明媚な日本海の絶景など山陰本線の魅力を発信することで利用促進に取り組んでいきます。

ついては、この取り組みを広くプロモーションし、機運醸成を図ることを目的に、JR 山陰本線(益田-出雲市間)の利用促進を図るためのシンボルとなるロゴマークを募集します。

2. 募集内容

JR 山陰本線(益田-出雲市間)ロゴマーク

3. 使用目的

JR 山陰本線(益田-出雲市間)に係るポスター、パンフレット、ホームページ、啓発グッズ等に使用します。

4. 応募資格

沿線自治体在住を問わず、どなたでも応募できます。

5. 募集期間

令和 8 年 10 月 1 日(木)から令和 8 年 11 月 24 日(火)正午まで

6. 応募方法

応募フォームにより応募してください。その際、ロゴマークは作品画像をデータ化して応募してください。

<応募フォーム>

URL:<https://dc.conohawing.com/JR-rogo-mark apply form/>

7. 応募要件

以下を必ずご確認のうえ、応募してください。

(1)募集要項「1. 趣旨・目的」を踏まえた、JR 山陰本線(益田-出雲市間)を広く効果的にプロモーションできるロゴマークとしてください。

- (2)ロゴマークの中に以下の文字を必ず入れてください。
○JR 山陰本線(益田-出雲市間)
- (3)ロゴマークについては1人1点の応募とします。複数の応募を行った場合は受付順で2点目以降は無効となりますのであらかじめご了承ください。
- (4)応募作品は、応募者ご本人が「JR 山陰本線(益田-出雲市間)」のために創作した未発表のものに限ります
- (5)応募作品提出後に修正することはできません。
- (6)応募作品の画像の条件については、以下のとおりです。
- ・ファイル形式:JPG、PNG、PDF のいずれか
 - ・ファイルサイズ:1ファイルにつき 10MB 以内
 - ・ファイル名に「氏名_フリガナ」を入れてください
- (7)ロゴマークはカラーとし、単色やモノクロでの使用や拡大・縮小で使用されることを考慮したデザインとしてください。
- (8)デザインの中に既存のキャラクターやロゴマークを含めないでください。

8. 審査基準

- (1)募集要項「1. 趣旨・目的」を踏まえたロゴマークであること
- (2)JR 山陰本線(益田-出雲市間)を印象付けるロゴマークであること

9. 選考方法・結果発表

(1)選考方法

JR 山陰本線(益田-出雲市間)利用促進協議会により編成された審査委員会によって、1次審査を行い選定します。

選定された作品について、一般投票を行い、投票結果を受け、2次審査を行い最優秀賞の決定をします。

(2)結果発表

- ・選考結果は、令和9年3月中旬(予定)に受賞者本人に通知のうえ、令和9年3月下旬に発表します。
- ・受賞されなかった方への通知は行いませんので、あらかじめご了承ください。
- ・選考過程や選考結果、選考理由についてのお問合せには対応できませんので、あらかじめご了承ください。

10. 表彰

最優秀賞:1点 賞金5万円、圏域特産品

優秀賞:数点 圏域特産品

11. 個人情報の取り扱いについて

- (1)応募作品に係る個人情報については、応募内容の確認、作品の審査・発表、受賞者への通知・表彰以外の目的で使用することはありません。
- (2)受賞作品については、受賞者の氏名や年齢、住所(市町村名まで)等を公表します。

12. 応募等に関する注意事項

- (1)以下の応募は選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に受賞を取り消すことがあります。
 - ・公序良俗に反すること
 - ・応募内容に虚偽の記載があった場合
 - ・受賞作品が既発表のものと同じもしくは類似の場合
 - ・第三者の知的財産権その他の権利を侵害する恐れがある場合
 - ・募集要項に違反した応募がされた場合
- (2)募集要項に記載された事項については、当協議会の判断により、今後、変更または追加することがあります。
- (3)応募をもって募集要項に同意いただいたものとみなします。
- (4)応募に関するお問い合わせはメールのみとします。
 - ※お電話でのお問い合わせは受け付けておりません。
- (5)最優秀賞受賞作品の著作権、商標権、その他知的財産権及びそれらの出願をする権利、所有権等に係るすべての権利は、協議会に帰属するものとし、最優秀賞受賞者は当該作品に関し著作者人格権を行使しないものとします。なお、受賞作品に関する権利について、最優秀賞受賞者から、別途確認書をご提出いただく場合があります。
- (6)作品原本は、応募後も、最優秀賞受賞作品の発表まで保存しておいてください。
- (7)作品をポスター等で使用する際に、事務局で補正をする可能性がありますのであらかじめご了承ください。

13. お問い合わせ先

JR 山陰本線(益田-出雲市間)利用促進協議会事務局
(浜田市役所地域政策部まちづくり社会教育課交通対策室内)
〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地
メールアドレス:kotsu@city.hamada.lg.jp